

協働のまちづくり推進計画検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を見直し、後期実行計画を策定するため、協働のまちづくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及びその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の見直し案及び後期実行計画案を検討し、その結果を市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 協働のまちづくり推進委員
- (4) 有識者
- (5) 市長が指名する市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、あらかじめ、委員会に諮り非公開とすることができる。

(会議録の調製等)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項及び会議の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
(アドバイザー)

第9条 委員会に、地方自治、協働推進計画及び委員会の運営についての的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第10条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の会議は、第5条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、委員会が所掌事務の処理を完了した日限り、その効力を失う。